

天草市景観計画の変更（案）について

1. 概要

本市では、平成21年4月に『天草市景観計画』を策定し、市全域を景観計画区域と定め、市民や事業者との協働により景観の形成に向けた取り組みを行っています。

天草市景観計画では、景観に影響を及ぼす可能性のある行為について、届出の基準を定めています。

今回、以下の項目について、天草市景観計画の変更を行います。

2. 変更内容

（1）太陽光発電設備の届出対象規模等の変更

太陽光発電設備の急速な普及に伴い、景観へ与える影響が大きくなってきたことから、平成27年に天草市景観計画の変更を行い、太陽光発電設備に関する項目を追加し、届出対象規模と景観形成基準を明確にすることで、届出や指導の徹底を図ってきましたが、届出対象規模以下の設置数も多く、修景等の指導が難しい状況となっていることから、より良好な景観形成を図るため下記項目を変更します。

①届出対象規模の変更【P27, 29】

②特定施設届出地区における届出が必要な特定施設への追加【P49-50】

③景観形成のための基準への追加【P28, 33, 36, 42, 48, 51】

※なお、変更箇所及び追記箇所については、朱書きしております。